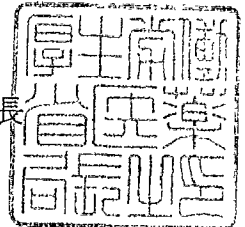


医薬発第1225001号
平成14年12月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長



化粧品基準の一部改正について

平成14年12月25日厚生労働省告示第389号をもって、化粧品基準（平成12年厚生省告示第331号）の一部改正が別添のとおり改正され、同日から適用されることとなったので、下記について御承知の上、貴管下関係業者に対して周知徹底を図りたい。

記

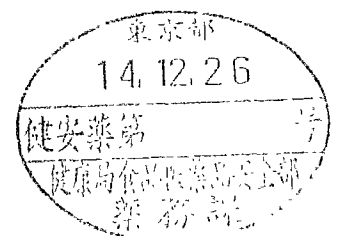
1. 改正の趣旨

薬事法第42条第2項の規定に基づき、化粧品基準の一部を改正することにより、化粧品に配合することができない範囲及び化粧品に配合することができる紫外線吸収剤の範囲をそれぞれ拡大したものであること。

2. 改正の内容

- (1) 別表第1を改正し、新たに、当該告示により規定された原産国以外の国を原産国とするウシ及びその他類縁反芻動物（以下「ウシ等」という。）に由来する原料からなる成分及びウシ等に由来する原料で当該告示により規定された部位からなる成分を配合禁止成分に追加したこと。

なお、厚生労働省医薬局長が使用を認めるものとは、平成13年10月2日付医薬発第1069号厚生労働省医薬局長通知「ウシ等由来物を原料として製造される医薬品、医療用具等の品質及び安全性確保の強化について」に規定されているものをいう。



- (2) 別表第4を改正し、新たに、紫外線吸収剤として、ドロメトリゾールトリシロキサンを粘膜に使用することがない化粧品のうち洗い流すもの及び粘膜に使用することがない化粧品のうち洗い流さないものにおいて100g中の最大配合量として15.0gまで配合できることとしたこと。

別添 化粧品基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百八十九号

薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、化粧品基準（平成十二年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成十四年十二月二十五日

厚生労働大臣 坂口 力

別表第1の表中第三十項を第三十二項とし、第三項から第二十九項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 牛及びその他類縁反芻動物（^{まう}）に由来する原料からなる成分で次の各号に掲げる国以外を原産国とするもの（厚生労働省医薬局長が使用を認めるものとして定めるものを除く。）

- 一 アメリカ合衆国
- 二 アルゼンチン
- 三 インド
- 四 ウルグアイ
- 五 エル・サルヴァドル
- 六 オーストラリア
- 七 カナダ

- 八 ケニア
- 九 コスタ・リカ
- 十 コロンビア
- 十一 シンガポール
- 十二 スワジランド
- 十三 チリ
- 十四 ナイジェリア
- 十五 ナミビア
- 十六 ニカラグア
- 十七 ニュー・ジーランド
- 十八 パキスタン
- 十九 パナマ
- 二十 パラグアイ
- 二十一 ブラジル
- 二十二 ボツワナ
- 二十三 モーリシアス

4 3に該当するもののほか、牛及びその他類縁反芻^{すう}動物に由来する原料で次の各号に掲げる部位のいずれかからなる成分

一 下垂体

二 胸腺

三 硬膜

四 松果体

五 せき髄

六 胎盤

七 腸

八 脳

九 脳せき髄液

十 ^ひ脾臓

十一 ^{じん}副腎

十二 ^{へん}扁桃

十三 眼

十四 リンパ節

別表第4の2の表を

「トリメトキシケイ皮酸メチルビス (ト リメチルシロキシ) シリルイソペンチ ル	7. 5	7. 5	2. 5	」	を	「トリ リメ ル ドロ
--	------	------	------	---	---	----------------------

メトキシケイ皮酸メチルビス (ト
チルシロキシ) シリルイソペンチ

メトリゾールトリシロキサシ

7. 5	7. 5	2. 5
15. 0	15. 0	

に改める。